

由利本荘市再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設に関する

手続ガイドライン

1. 目的

本手続ガイドラインは、本市域内における再生可能エネルギーの導入を促進するため、また、国のエネルギー政策を背景に特に風力発電施設や太陽光発電施設が急速に拡大していることに伴う景観や圧迫感等への懸念を踏まえつつ、地域住民や関係団体等に事業の実施についての理解を求め、地域と共生した形で事業を実施することが重要であることに鑑み、事業者と市との調整手順を示すとともに、事業者が遵守すべき事項を明らかにすることで再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設等を円滑に進めることを目的とする。

2. 対象施設

事業規模に関わらず、次に掲げる発電事業を目的とした施設の新設、増設または住民の生活に大幅な影響が及ぶ可能性のある改修（以下「建設等」という。）を対象とする。ただし、一般住宅等で自家消費を主な目的とした発電設備については対象外とする。

- ア 風力発電施設
- イ 太陽光発電施設
- ウ 小水力発電施設
- エ その他発電施設

3. 対象地域

本手続ガイドラインは市内全域を対象とする。（再エネ海域利用法に基づく促進区域を除く。）ただし、本市域に属さない場合であっても、本市に影響を及ぼす恐れがある場合は、本手続ガイドラインを適用する。

4. 調整事項

本市域内で建設等の計画を有する事業者は、次の手続を実施するものとする。

(1) 市に対する説明

ア 事前協議（届出）

- ・ 建設等の計画概要が明らかとなった時点で、再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設に係る届出書（様式1）を市へ提出すること。
- ・ 建設等の許認可手続や事業計画地域において想定される法規制（別表1）について、事前に関係課と十分協議すること。

イ 環境影響評価の報告

- ・ 環境影響評価を実施した場合は、市に対して資料を添えて報告すること。

ウ 事業に関する説明の実施報告

- ・ 近隣住民、地権者並びに関係団体に対して事業に関する説明を実施した場合は、説明会の議事録を作成し、市に対して写しを提出すること。

エ 工事に関する留意点

- ・ 工事の着手、経過並びに完了の各段階で市に対して報告すること。
- ・ 工事による周辺環境への影響が認められた場合は、改善のための措置を講じること。

(2) 近隣住民及び地権者に対する説明

ア 事前説明

- ・ 建設等の計画概要が明らかとなった時点で、近隣住民及び地権者（以下「住民等」という。）に対して、事業の概要について事前に説明会を実施すること。
- ・ 説明会の際に住民等より意見があった場合は、適切な回答と対応を心がけること。

イ 環境影響評価の報告

- ・ 環境影響評価を実施した場合は、住民等に対して資料を添えて報告すること。

ウ 工事着手、経過並びに完了の報告

- ・ 工事の着手、経過並びに完了の各段階で住民等に対して報告すること。
特に、音に関する基準値及び測定値については、丁寧で分かりやすい説明に努めること。

(3) 関係団体等に対する説明

ア 事前説明

- ・ 建設等の計画概要が明らかとなった時点で、関係団体等に対して、事業の概要について事前に説明会を実施すること。
- ・ 説明会の際に関係団体等より意見があった場合は、適切な回答と対応を心がけること。

イ 環境影響評価の報告

- ・ 環境影響評価を実施した場合は、関係団体等に対して資料を添えて報告すること。

ウ 工事着手、経過並びに完了の報告

- ・ 工事の着手、経過並びに完了の各段階で関係団体等に対して報告すること。

(4) 環境影響評価の実施

ア 環境影響評価の実施

- ・ 事業者は、建設等に係る法または自主的な環境影響評価の実施にあたっては、環境保全や景観等の地域特性に配慮した調査、評価に努めること。

イ 環境影響評価の公表

- ・ 事業者は、環境影響評価を実施した場合は、遅滞なく公表するよう努めること。

5. 市の施策等への協力

- (1) 地域との共存共栄に向け、事業者は、市及び市民が実施する環境学習等に協力するとともに、地域の催事等への参画や、ふるさと納税等を通じて、積極的に地域貢献に努めること。
- (2) 当該年度の地域貢献は、様式2により毎年4月末までに前年度実績として市へ報告すること。

6. その他

- (1) 風力発電施設（小形を除く）の設置計画にあたっては、事故、火災、故障、自然災害等を考慮し、住宅等（学校、病院、文教施設、保健福祉施設、保育園等）と発電施設との距離が、地上とブレードの最高点との長さの3倍以上確保されるよう配慮すること。
ただし、その距離が300メートルに満たないときは、300メートル以上とする。
また、施設が集中する地域への設置については、景観や圧迫感等への配慮から、事業者が自主的に回避（リプレースを除く）するものとし、市が集中地域への事業計画と判断した場合は、事業者に対し回避を要請する場合がある。
- (2) 自然災害のほか、事故や火災等への対応については、特に留意し、これらにより再生可能エネルギー関連施設の運転が停止した際は、市に対し、速やかに報告すると共に、経過を含む顛末についても報告すること。また、必要に応じて、近隣町内、地権者、地域住民に対しても同様に報告すること。
- (3) 再生可能エネルギー関連施設の建設や運転開始後、住民等から事業者へ申し入れのあった事項については、誠意を持って対応するとともに、その内容を市に報告すること。
- (4) 本手続ガイドラインを遵守しない事業者等については、事業者名、事業概要等を公表するとともに、今後、本市での再生可能エネルギー事業のすべての取扱いの中止を求めることがある。
- (5) 本手続ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

附則

この手続ガイドラインは、平成25年4月1日から施行する。

附則

この手続ガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。

附則

この手続ガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。